

第32期 定時株主総会招集ご通知

日時 2026年6月29日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル3階
コングレスクエア日本橋 ホールD
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次	第32期定時株主総会招集ご通知 …	1
	株主総会参考書類 ……………	5
	事業報告 ……………	11
	連結計算書類 ……………	28
	計算書類 ……………	38
	監査報告 ……………	45

証券コード：2467
(発送日) 2026年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月6日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
江戸見坂森ビル
株式会社 VLCセキュリティ
代表取締役社長兼CEO 石原紀彦

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://vlcsecurity.com/ir/shareholders-meeting/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2467/teiji/>

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年6月26日（金曜日）午後6時まで**に到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、**2026年6月26日（金曜日）午後6時まで**に、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル3階
コングレスクエア日本橋 ホールD
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更（目的の変更）の件

第2号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るものとさせていただきます。）

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月29日（月曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

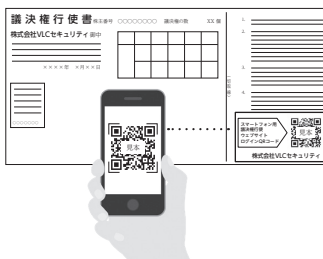
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

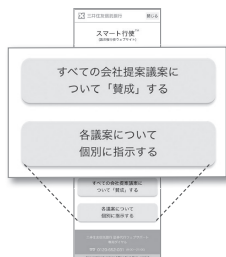
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

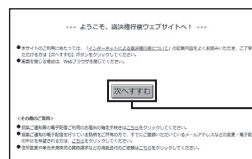
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

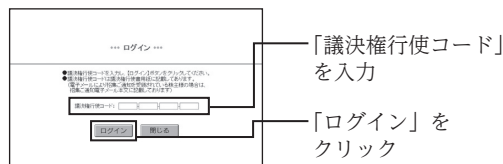
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

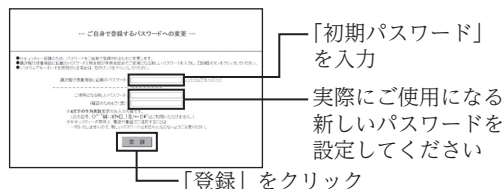
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更（目的の変更）の件

1.提案の理由

当社は、これまで純粋持株会社としてグループ全体の経営管理を主たる事業目的としてまいりましたが、今後は、グループ経営機能に加え、自らも事業活動行う事業持株会社へ移行することといたしました。これに伴い、当社が直接営む事業内容に対応した事業目的を追加するため、現行定款第2条（目的）につき、所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1.～50.（条文省略） ②（条文省略）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと、並びに</u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1.～50.（現行どおり） ②（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>【再任】 いしはら のりひこ 石原 紀彦 (1977年5月4日生)</p>	<p>2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社 2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年2月 日本コアパートナー株式会社 取締役副社長 2011年1月 株式会社アトミックスメディア 取締役 2011年3月 サンインベストメント合同会社設立 代表社員(現任) 2013年9月 みやこキャピタル株式会社 取締役 2014年4月 サンインベストメント株式会社設立 代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社アトミックスメディア 代表取締役 2017年3月 株式会社アトミックスメディア 取締役 2017年6月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長 2018年1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO(現任) 2018年9月 株式会社VLCセキュリティラボ 取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2020年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 代表取締役社長兼CEO 2020年8月 株式会社VLCセキュリティアーナ 代表取締役社長兼CEO 2022年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 取締役(現任) 2023年6月 株式会社VLCセキュリティアーナ 代表取締役CEO(現任) 2024年4月 データセクション株式会社 取締役 2024年6月 同社 代表取締役社長CEO 2024年12月 同社 代表取締役社長執行役員CEO(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>データセクション株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 株式会社VLCセキュリティアーナ 代表取締役CEO 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 取締役 株式会社VLCセキュリティラボ 取締役 サンインベストメント合同会社 代表社員(非常勤) サンインベストメント株式会社 代表取締役(非常勤)</p>	1,498,700株
	<p>【取締役候補者とした理由】 石原紀彦氏は、2017年6月に当社取締役に就任した後、2018年1月に当社代表取締役に就任しておりますが、当社グループの最高責任者として重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に行っております。また、グローバルなネットワークや豊富な経験・実績を活かし、新規事業等を強く推進して参りました。従いまして、当社の成長・企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;"><small>たかはし きょういちろう</small> 高橋 恭一郎</p> <p style="text-align: center;">(1975年1月1日生)</p>	<p>1997年4月 大和証券株式会社入社 1999年4月 大和証券エスピー・キャピタルマーケット株式会社入社 2005年9月 オリックス証券株式会社入社 2013年2月 MITホールディングス株式会社入社 2015年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 2019年6月 当社上席執行役員CFO 2019年6月 株式会社MSS 監査役 2020年2月 株式会社VLCセキュリティラボ 取締役 2020年6月 当社取締役CFO(現任) 2020年8月 株式会社VLCセキュリティアリーナ 監査役(現任) 2022年6月 株式会社VLCセキュリティラボ 監査役(現任) 2023年6月 株式会社MSS 取締役 2024年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社VLCセキュリティラボ 監査役 株式会社VLCセキュリティアリーナ 監査役 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 取締役</p>	136,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋恭一郎氏は、2015年4月より当社管理部門の責任者を歴任し、2020年6月に当社取締役に就任しておりますが、IPO関連業務などの経験も活かし、取締役として重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に行っております。また、当社の経営管理業務全般に深く携わり、業務全般を熟知しております。従いまして、当社の成長・企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	<p style="text-align: center;">【新任】 たなせ まこと 棚瀬 誠 (1977年 4月 16日生)</p>	<p>2005年 8月 総務省自治税務局都道府県税課間税係長 2010年 7月 財務省主計局法規課課長補佐 2011年 7月 財務省主計局主計官補佐（文部科学担当主査） 2014年 8月 国際刑事警察機構（ICPO/INTERPOL） Head of Financial Crimes Unit 2017年 8月 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課理事官（警視正） 2018年 8月 内閣官房小型無人機等対策推進室企画官（警視正） 2019年 8月 兵庫県警察本部刑事部長（警視正） 2020年 9月 法務省刑事局公安課企画官（警視正） 2021年10月 法務省刑事局参事官（警視長） 2023年 8月 警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長（警視長） 2024年12月 株式会社CONNECT 代表取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社CONNECT 代表取締役</p>	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 棚瀬誠氏は、豊富な多省庁経験とサイバーセキュリティ・経済安全保障分野における高度な知見に加え、関係機関・業界との強固なネットワークを有しております。これらを活かし、当社グループの事業基盤の強化、競争力向上および受注拡大に寄与し、成長領域における事業機会の創出と中長期的な企業価値向上に貢献いただけるものと判断しております。従いまして、当社の持続的成長に資する人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	<p style="text-align: center;">【再任】 たむら じろう 田村 次朗 (1959年2月9日生)</p>	<p>1991年4月 アメリカ企業公共政策研究所(AEI)ブルッキングス 研究所、アメリカ上院議員事務所 客員研究員 1992年9月 ジョージタウン大学ロー・スクール 客員教授兼任教授 1997年4月 慶應義塾大学法学部 教授 2001年4月 ホワイト&ケース法律事務所 特別顧問 2009年9月 ダボス会議「交渉と紛争解決」委員会委員 2010年9月 ハーバード国際交渉学プログラム インターナショナル・ アカデミック・アドバイザー(現任) 2015年4月 交渉学協会 理事長(現任) 2018年9月 社会実学研究所 所長 2019年4月 日本説得交渉学会 会長(現任) 2020年7月 田村総研株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社VLCセキュリティアーナ エグゼクティブ・ア ドバイザー(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2023年9月 株式会社FLUX 社外取締役(現任) 2024年4月 大学院大学至善館 教授(現任) 2024年4月 慶應義塾大学 名誉教授(現任) 2024年4月 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート (KGRI) 特任教授(現任) 2025年1月 株式会社BMファン 顧問(現任) 2025年4月 TMI総合法律事務所 顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 大学院大学至善館 教授 株式会社FLUX 社外取締役 TMI総合法律事務所 顧問 株式会社BMファン 顧問 慶應義塾大学 名誉教授 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート (KGRI) 特任教授 ハーバード国際交渉学プログラム インターナショナル・アカデミック・アドバイザー 交渉学協会 理事長 日本説得交渉学会 会長 田村総研株式会社 代表取締役社長 株式会社VLCセキュリティアーナ エグゼクティブ・アドバイザー</p>	11,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 田村次朗氏の大学教授・弁護士として培った豊富な経験及び幅広く高度な見識は、当社グループの成長、企業価値向上及びリスクマネジメント強化の観点から大変有益であり、社外取締役として客観的な立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断しております。従いまして、当社の成長・企業価値向上・リスクマネジメント強化のために適切な人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、田村次朗氏が代表を務める会社に当社子会社がセミナー及び研修の講師などを委託しておりますが、当該取引の規模及び金額は軽微です。
2. 田村次朗氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田村次朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、田村次朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、任期途中で当該保険契約を更新する予定ではありません。
6. 石原紀彦氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるサンインベストメント合同会社の保有する株式数（700,000株）を含めて記載しております。
7. 棚瀬誠氏は、2026年6月30日をもって株式会社CONNECTの代表取締役を退任する予定であります。

以上

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調にあるものの、物価高や中東情勢の緊迫化等により、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

サイバーセキュリティ市場につきましては、大手企業や病院や港湾、製造業を狙ったランサムウェア攻撃や、取引先や外部ベンダーを経由したサプライチェーン攻撃、IoTデバイスやテレワークを狙った攻撃、地政学的な緊張の高まりを受けた国家によるものなど、高度化・多様化・激化したサイバー攻撃の脅威が世界的にますます深刻化しており、セキュリティ対策需要は引き続き拡大傾向にあります。

社会・経済活動に関わるサービスについて、中小企業を含めた各種サプライチェーン企業へ様々な委託が行われている中、ランサムウェア攻撃等によって企業のシステムの停止や顧客等の情報漏洩などが発生することで、社会生活に大きな影響が波及するインシデントも発生しております。サイバー攻撃関連通信数や被害者数は増加傾向にあり、質・量両面でサイバー攻撃の脅威は増大しております。

近年、世界的にサイバー攻撃は高度化・洗練化しており、今後はより巧妙なサイバー攻撃が世界的に急増することが想定され、また、生成AIや各種AIツールの活用が進む一方で、新たなサイバーリスクや情報漏洩の懸念も高まっています。このように、社会・経済活動におけるデジタル化の進展によりITサービスへの依存が高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の向上がますます重要となっております。

サイバーセキュリティ市場は急速に拡大しておりますが、一方で依然としてセキュリティ専門人材は不足しており、特に中小企業や地方自治体では専門知識を持つ人材の確保が困難、かつ対応の遅れもあるなどの課題も山積しております。

このような経営環境の下、当連結会計年度において、当社グループは、セキュリティ市場での中長期的な高い成長の実現と競争力強化を図るため、各分野におけるスペシャリストの登用を推進するとともに、高度セキュリティ人材の確保と育成を中心とする体制強化を進めるとともに、ブランディング・マーケティングの強化施策にも注力いたしました。

また、収益の安定化・最大化を目指し、ストック型収益の拡大、リピート率の向上、ソリューションの開発・強化に注力するとともに、セキュリティトレーニング施設の集約・強化、アップセル・クロスセル戦略、官民の多様なパートナーや顧客獲得などに加え、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ・AI分野における最先端の情報・技術・ノウハウの獲得並びに有力な事業パートナーの拡大・関係強化を推進いたしました。

業績面では当連結会計年度中の収益計上を見込んでおりましたAIデータセンター向け包括的サイバーセキュリティ支援及びセキュリティトレーニング施設の新規開設にかかる大口見込案件について

で、当該見込顧客におけるプロジェクト進捗の影響を受けて期ずれとなりました。また、これらの見込案件向けにサービス提供体制の構築を前倒しで進めたことから、主に人件費が大幅に増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,365百万円（前期比14.9%減）、営業損失388百万円（前期は営業損失270百万円）、経常損失372百万円（前期は経常損失272百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失385百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益598百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2区分から、「セキュリティ事業」の単一セグメントに変更しております。前連結会計年度において、当社グループ内においてマーケティング事業を単独で展開していた当時の連結子会社である株式会社MSS（東京都港区、代表取締役社長 藤田圭介、以下「MSS」といいます。）を、AIインフラとデータ解析に強みを持ちデジタルマーケティング支援やSNS事業を展開するデータセクション株式会社（東京都品川区、代表取締役社長執行役員CEO 石原紀彦、以下「データセクション」といいます。）グループに包括業務提携の一環として融合するとともに、当社グループがデータセクショングループのセキュリティ対策を包括支援すること、かつ、当社グループとして、セキュリティ事業に経営資源を集中投下することが企業価値向上に資すると判断し、データセクションを相手先とするMSSの株式譲渡及び株式交換を実行することいたしました。2024年7月1日付でこれらの効力が発生し、同日付で当社はMSSを連結の範囲から除外していることから、前連結会計年度の業績にはマーケティング事業が含まれております。また、前連結会計年度におけるセキュリティ事業の売上高は1,466百万円であるため、同事業のみで比較した場合、前期比6.9%減となります。

ソリューション別の概況は以下のとおりです。

サイバートレーニングソリューションについては、収益性向上及び非連続的な成長を図るため、トレーニングのリモート提供、eラーニング、日本独自の新規プログラム開発などを推進しましたが、引き続きトレーニング施設『CYBERGYMアリーナ』の集約・強化による影響を受け、当連結会計年度の売上高は389百万円（前期比19.8%減）となりました。

セキュリティ診断・調査ソリューションについては、売上・受注とも堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は438百万円（前期比12.1%増）となりました。また、日本企業を狙うランサムウェアグループの攻撃が継続することを見込み、特にDFIR（デジタルフォレンジック・インシデントレスポンス）分野でのサービス開発と人員強化を推進しました。

セキュリティコンサルティングソリューションについては、情報セキュリティ認証取得支援サービスの売上が堅調に推移した一方で、企業のセキュリティ強化を目的としたリスクアセスメントサービス「V-sec」、CSIRT構築支援、インシデント対応支援などの総合的なセキュリティコンサルティングサービスの引き合いが増えつつも、低採算案件の受注を抑制したため、当連結会計年度の売上高は537百万円（前年同期比8.8%減）となりました。

(2) **設備投資等の状況**

該当事項はありません。

(3) **資金調達の状況**

第三者割当の方法により発行した第7回及び第8回新株予約権の行使により203,468千円を調達いたしました。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(8) **対処すべき課題**

当社グループは、当連結会計年度において、以下のとおり、各課題への対処施策を推進いたしました。

①セキュリティ市場での中長期的な高い成長の実現と競争力強化を図るため、各分野におけるスペシャリスト登用、高度セキュリティ人材の確保及び育成等による体制強化

②収益の安定化・最大化を目指し、ストック型収益の拡大、リピート率の向上、ソリューションの開発・強化、セキュリティトレーニング施設の集約・強化、アップセル・クロスセル戦略、官民の多様なパートナーや顧客獲得などに加え、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ・AI分野における最先端の情報・技術・ノウハウの獲得及び有力な事業パートナーの拡大・関係強化

業績面では「(1) 事業の経過及びその成果 ① 全般的概況」に記載のとおり、売上高が1,365百万円（前期比14.9%減）となり、営業損失388百万円（前期は営業損失270百万円）、経常損失372百万円（前期は経常損失272百万円）を計上いたしました。

上記のとおり、3期連続の営業損失計上となりましたが、現在の企業規模に鑑み、ベンチャー市場の上場企業として縮小均衡に転換することなく、急速な成長の実現による企業価値向上を目指して参ります。引き続き、上記施策を推進するとともに、『AI×サイバーセキュリティ』を新たなアイデンティティとして位置付け、データセクションとの事業連携を本格化いたします。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 29 期 2023年3月期	第 30 期 2024年3月期	第 31 期 2025年3月期	第 32 期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売 上 高 (千円)	2,468,359	2,212,041	1,605,082	1,365,823
経常利益 (△損失) (千円)	79,650	△259,696	△272,367	△372,614
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失) (千円)	67,928	△309,592	598,534	△385,418
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	5.57	△24.53	46.46	△28.32
総 資 産 (千円)	1,093,099	1,131,718	1,305,131	1,196,938
純 資 産 (千円)	546,534	350,480	536,339	583,400
1株当たり純資産額 (円)	43.62	26.80	40.92	41.87

(10) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社VLCセキュリティ コンサルティング	100,000千円	100.0%	情報セキュリティ認証コンサルティング、各種サイバ ーセキュリティソリューション提供
株式会社VLCセキュリティ ア リ ナ	30,000千円	100.0%	サイバーセキュリティトレーニングソリューション、 サイバーセキュリティ診断・調査、セキュリティ人材 供給等のトータルサイバーセキュリティソリューション 提供
株式会社VLCセキュリティラボ	46,155千円	100.0%	サイバーセキュリティ診断・調査、セキュリティ人材 供給、セキュリティコンサルティング、その他サイバ ーセキュリティソリューション提供

(11) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当社グループは、「セキュリティ事業」を行っており、事業内容は以下のとおりであります。

区 分	事 業 内 容
セ キ ュ リ ティ 事 業	情報セキュリティ認証等コンサルティング セキュリティトレーニングソリューション、セキュリティ診断・調査、セキュリティ人材供給等のトータルサイバーセキュリティソリューション提供

(12) **主要な事業所** (2026年3月31日現在)

当 社	本 社：東京都港区
株式会社VLCセキュリティコンサルティング	本 社：東京都港区
株式会社VLCセキュリティアーナ	本 社：東京都港区
株式会社VLCセキュリティラボ	本 社：東京都港区

(13) **企業集団の従業員の状況** (2026年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
59名	5名増	43歳5ヶ月	4年5ヶ月

(14) **主要な借入先及び借入額** (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	41,314千円
城 南 信 用 金 庫	68,380千円

(15) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 25,288,000株

(2) 発行済株式の総数 13,860,800株

(注) 2021年7月12日付で第三者割当により発行した第7回及び第8回新株予約権が、当事業年度において一部行使されたことにより、発行済株式の総数は930,300株増加しております。

(3) 株主数 4,662名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
村松澄夫	916,700	6.6
石原紀彦	798,700	5.8
サンインベストメント合同会社	700,000	5.1
ハヤテマネジメント株式会社	354,600	2.6
西澤管財株式会社	300,000	2.2
松田孝裕	275,300	2.0
滝川武則	270,600	2.0
株式会社SBI証券	178,200	1.3
片山道弘	172,000	1.2
有限会社アート緑化	170,100	1.2

(注) サンインベストメント合同会社は、当社代表取締役である石原紀彦氏の資産管理会社であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2025年7月1日付発行の当社第13回新株予約権の内容

発行決議日	2025年7月1日
新株予約権の数	6,473個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 647,300株
新株予約権の払込金額	1個当たり94円
行使価額	1株当たり200円
行使期間	2027年7月1日から2036年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
割当先	当社取締役2名 2,800個 (280,000株) 当社執行役員4名 2,430個 (243,000株) 当社子会社取締役4名 1,243個 (124,300株)
2026年3月31日現在の新株予約権の数	0個 (注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度の有価証券報告書において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様）に記載された売上高が2,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降、上記に定める行使期間内において本新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2. 2026年3月31日付で残存する6,173個を各割当先から取得し、即時消却いたしました。

(3) その他新株予約権の状況

① 2021年7月12日付発行の当社第9回新株予約権の内容

発行決議日	2021年6月24日
新株予約権の数	6,072個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 607,200株
新株予約権の払込金額	1個につき100円
行使価額	1株当たり254.4円 (注) 1
行使期間	2021年7月13日から2031年7月11日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
割当先	当社取締役1名 6,072個 (607,200株)
2026年3月31日現在の新株予約権の数	3,714個

(注) 1. 2022年6月14日に決定した新株式並びに第10回、第11回及び第12回新株予約権の発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項における行使価格の調整に関する事項に定める時価を下回るため2022年6月30日以降の行使価格が調整されております。

(注) 2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 2022年6月30日付発行の当社第10回新株予約権の内容

発行決議日	2022年6月14日
新株予約権の数	11,241個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,124,100株
新株予約権の払込金額	1個につき1円
行使価額	1株当たり277円
行使期間	2022年7月1日から2032年6月30日
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役3名 11,241個 (1,124,100株)
2026年3月31日現在の新株予約権の数	11,241個

(注) ①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ②本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 2022年6月30日付発行の当社第11回新株予約権の内容

発行決議日	2022年6月14日
新株予約権の数	10,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
新株予約権の払込金額	1個につき270円
行使価額	1株当たり280円
行使期間	2022年7月1日から2026年6月30日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	ハヤテマネジメント株式会社 10,000個 (1,000,000株)
2026年3月31日現在の新株予約権の数	8,454個

④ 2022年6月30日付発行の当社第12回新株予約権の内容

発行決議日	2022年6月14日
新株予約権の数	4,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 400,000株
新株予約権の払込金額	1個につき100円
行使価額	1株当たり239.4円
行使期間	2022年7月1日から2027年6月30日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	ハヤテマネジメント株式会社 4,000個 (400,000株)
2026年3月31日現在の新株予約権の数	4,000個

4. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 CEO	石 原 紀 彦	データセクション株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 株式会社VLCセキュリティアーナ 代表取締役CEO 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 取締役 株式会社VLCセキュリティラボ 取締役 サンインベストメント合同会社 代表社員(非常勤) サンインベストメント株式会社 代表取締役(非常勤)
取 締 役 CFO	高 橋 恭 一 郎	株式会社VLCセキュリティコンサルティング 取締役 株式会社VLCセキュリティアーナ 監査役 株式会社VLCセキュリティラボ 監査役
取 締 役	田 村 次 朗	大学院大学至善館 教授 慶応義塾大学 名誉教授 慶応義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート (KGRI) 特任教授 株式会社FLUX 社外取締役 TMI総合法律事務所 顧問 株式会社BMファン 顧問 ハーバード国際交渉学プログラム インターナショナル・アカデミック・アドバイザー 交渉学協会 理事長 日本説得交渉学会 会長 田村總研株式会社 代表取締役社長 株式会社VLCセキュリティアーナ エグゼクティブ・アドバイザー
常 勤 監 査 役	奥 山 琢 磨	奥山琢磨公認会計士事務所 代表 株式会社VLCセキュリティコンサルティング 監査役 税理士法人仲田会計 代表社員
監 査 役	平 山 剛	平山剛公認会計士事務所 代表 株式会社オモロキ 取締役 タイラカ総合法律事務所 代表 データセクション株式会社 社外取締役(監査等委員) ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役
監 査 役	小 松 祐 介	税理士法人 アークス総合会計事務所 代表 KTAX株式会社 代表取締役 株式会社CoeFont 取締役

- (注) 1. 取締役田村次朗氏は、社外取締役であります。
2. 監査役奥山琢磨氏及び監査役小松祐介氏の2名は、社外監査役であります。
3. 監査役奥山琢磨氏は名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. ①常勤監査役奥山琢磨氏は、公認会計士としての会計監査業務における豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ②監査役平山剛氏は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び財務会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- ③監査役小松祐介氏は、税理士としての税務分野及び会計分野における豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、かつ当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となる職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に限定されております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の全取締役、全監査役及び全執行役員を対象として締結しております。

②保険契約の内容の概要

被保険者が当社役員等としての職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は全額当社が負担いたします。なお、当該保険契約は、任期中で更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘要	
取 締 役	3名	79,956千円	うち社外1名	7,980千円
監 査 役	3名	15,972千円	うち社外2名	10,836千円
合 計	6名	95,928千円	うち社外3名	18,816千円

(注) 1. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次の通りです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬として、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとする。

③金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭信託等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみで構成する。

④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について提案し、取締役会決議にて決定する。

2. 当事業年度末の人員は、取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額150百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田村次朗	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。大学教授・弁護士として培った豊富な経験と幅広く高度な見識に基づき、社外取締役として独立した客観的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を期待しており、当事業年度におきましても取締役会で当該視点からの積極的な発言をいただきました。
常勤監査役 奥山琢磨	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会12回の全てに出席しております。公認会計士としての会計監査業務における豊富な経験等に基づき、客観的な立場からの意見を期待しており、当事業年度において当該視点から適正な監査を実施していただきました。また、取締役会においても当該視点からの指摘・意見を適宜述べていただき、監査役会においても適宜必要な発言をいただきました。
監査役 小松祐介	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会12回の全てに出席しております。税理士としての税務業務及び会計業務における豊富な経験等に基づき、客観的な立場からの意見を期待しており、当事業年度において当該視点から適正な監査を実施していただきました。また、取締役会においても当該視点からの指摘・意見を適宜述べていただき、監査役会においても適宜必要な発言をいただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

K D A 監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,200千円

(注) 1.当社と会計監査人の間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人K D A 監査法人は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して、次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動憲章」及びコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款・社内規程の遵守を徹底させる。
- ② 取締役及び使用人が法令又は定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、内部通報制度運用規程を定めており、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない。
- ③ 監査役は、監査法人及び内部監査部門と連携し、監査役規程・監査役会規則・監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ④ コンプライアンス体制に係る規程に基づき、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスの推進については、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務を遂行するよう教育・研修を実施する。
- ⑤ 内部監査部門は、各部門の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款・社内規程に準拠して適正に行われているかを調査・検証し、代表取締役社長及び監査役等に報告する。
- ⑥ 取締役会は、コンプライアンス体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要な情報を速やかに入手できる体制を構築するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を定め、業務執行に係るリスクを把握、分析し適切な対応を行うための全社的なリスク管理体制を構築する。全社的なリスク管理はリスクマネジメント委員会が統括し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、当該部門において個別の規定、マニュアル等を整備するとともに使用人への教育を行うこととする。
- ② 内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、リスクマネジメント体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、対応マニュアルに基づき代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画を達成するため取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。

(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの利益と発展を目的として関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については事前の協議を行うこととし、また経営状況と財政状況に係る定期的な報告を求めることとする。
- ② 当社グループ各社の状況に適したコーポレートガバナンス体制を構築する。また、原則として当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、当社グループとしての一体的かつ効率的な事業運営、業務執行及びリスク管理に努めるものとする。
- ③ 当社と子会社との取引条件が、第三者との取引と比較して恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認することとする。
- ④ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、子会社の管理体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助する使用人（以下、補助スタッフという）を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助スタッフを選出することとする。
- ② 補助スタッフに関する任命・異動、人事考課及び懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとする。
- ③ 監査役は、補助スタッフの取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ④ 監査役は、補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の業務執行状況、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について直ちに報告するものとする。
- ② 監査役が取締役会その他重要な社内会議に出席し、重要な報告を適時受けられる体制を構築するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に追加の説明・報告を求めることができるものとする。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保するものとする。
- ③ 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家との連携を図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは「企業行動憲章」等において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない旨定めるものとする。
- ② 対応統括部署
グループ各社の総務部門を対応部署とし、同部署に一任せず、会社全体で対応する。
- ③ 外部の専門機関との連携状況
必要に応じて研修会等に参加し、情報収集を行うものとする。また、顧問弁護士や所轄警察署に随時相談を行うものとする。
- ④ 研修活動の実施状況
随時社内研修を実施することとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取り組みを行うとともに、運用状況のモニタリングを常時実施し、取締役会及び監査役会に対しては、年度ごとの総括のほか、運用上見出された問題点や改善対応等について随時報告がなされております。また、研修や全体会議等を通じて、コンプライアンス及び内部統制システムの重要性についての啓蒙活動や意識付けを行っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率は小数第2位を、1株当たり当期純利益(△損失)及び1株当たり純資産額については、小数第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	602,783	流 動 負 債	306,498
現金及び預金	123,754	支払手形及び買掛金	40,153
受取手形、売掛金及び契約資産	315,459	1年内返済予定の長期借入金	38,088
仕 掛 品	26,149	未 払 金	61,138
原材料及び貯蔵品	281	未 払 費 用	8,657
そ の 他	137,561	未 払 法 人 税 等	7,378
貸 倒 引 当 金	△422	契 約 負 債	118,415
固 定 資 産	594,154	事業所閉鎖損失引当金	5,209
有 形 固 定 資 産	1,167	そ の 他	27,457
工具、器具及び備品	1,167	固 定 負 債	307,039
無 形 固 定 資 産	8,028	長期借入金	71,606
ソフトウェア	8,028	退職給付に係る負債	48,476
投資その他の資産	584,959	繰 延 税 金 負 債	186,957
関係会社株式	29,370	負 債 合 計	613,538
投資有価証券	494,030	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	59,179	株 主 資 本	809,442
繰延税金資産	1,772	資 本 金	128,390
そ の 他	4,356	資 本 剰 余 金	576,320
貸 倒 引 当 金	△3,750	利 益 剰 余 金	104,731
資 産 合 計	1,196,938	その他の包括利益累計額	△229,107
		その他有価証券評価差額金	△214,728
		為替換算調整勘定	△14,379
		新 株 予 約 権	3,065
		純 資 産 合 計	583,400
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,196,938

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,365,823
売上原価		759,693
売上総利益		606,130
販売費及び一般管理費		994,195
営業損		388,065
営業外収益		
受取利息	1,060	
助成金収入	1,000	
持分法による投資利益	19,387	
その他	1,371	22,819
営業外費用		
支払利息	2,516	
株式交付費償却	27	
社債発行費等償却	246	
為替差損	3,077	
支払手数料	1,500	7,368
経常損		372,614
特別利益		
投資有価証券清算益	3,991	3,991
特別損失		
減損損失	17,000	
関係会社株式売却損	3,390	
投資有価証券売却損	79,632	100,023
税金等調整前当期純損失		468,646
法人税、住民税及び事業税	6,906	
過年度法人税等戻入額	△841	
法人税等調整額	△89,291	△83,227
当期純損失		385,418
親会社株主に帰属する当期純損失		385,418

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	24,599	472,528	490,150	987,277
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	103,791	103,791		207,583
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△385,418	△385,418
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	103,791	103,791	△385,418	△177,835
当 期 末 残 高	128,390	576,320	104,731	809,442

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△441,355	△16,763	△458,118	7,180	536,339
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				△4,115	203,468
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△385,418
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	226,627	2,384	229,011		229,011
当 期 変 動 額 合 計	226,627	2,384	229,011	△4,115	47,060
当 期 末 残 高	△214,728	△14,379	△229,107	3,065	583,400

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社VLCセキュリティコンサルティング
株式会社VLCセキュリティアーナ
株式会社VLCセキュリティラボ
Strategic Cyber Holdings LLC

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 ZENSE株式会社

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産

(a) 商品及び製品

個別法による原価法を採用しております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(b) 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～15年

工具、器具及び備品 3～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 事業所閉鎖損失引当金
閉鎖した事業所について、当該閉鎖に伴い発生する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社グループは、セキュリティ事業を行う単一セグメントであります。主な取引における収益の認識時点は以下のとおりであります。
- ① セキュリティコンサルティングソリューション及びサイバートレーニングソリューション
セキュリティコンサルティングソリューション及びサイバートレーニングソリューションについては、一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約によって定められた時期にその対価を受領しております。
- ② セキュリティ診断・調査ソリューション
セキュリティ診断・調査ソリューションについては、納品又は検収が完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、納品又は検収の完了時に収益を認識しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社3社（株式会社VLCセキュリティコンサルティング、株式会社VLCセキュリティアーナ、株式会社VLCセキュリティラボ）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

減損損失について

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	1,167
無形固定資産	8,028
投資その他の資産 (注)	230
減損損失	17,000

(注) 固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損に係る会計上の見積りにあたり、報告セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、本社資産は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングしております。

固定資産の減損の兆候は、継続的な営業赤字や市場価格の著しい下落のほか、経営環境の著しい悪化等の有無により判断しております。減損の兆候があると認められた固定資産については、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識が必要と判断して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積もっており、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 152,008千円

なお、減価償却累計額には、71,844千円の減損損失累計額が含まれております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (注)	12,930,500	930,300	—	13,860,800

(注) 発行済株式の増加930,300株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

- (1) 2021年6月24日開催の取締役会決議による第9回新株予約権
普通株式 371,400株
- (2) 2022年6月14日開催の取締役会決議による第10回新株予約権
普通株式 1,124,100株
- (3) 2022年6月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権
普通株式 845,400株
- (4) 2022年6月14日開催の取締役会決議による第12回新株予約権
普通株式 400,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定しており、投機的な取引は行っておりません。

資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入及び社債の発行によることとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金（営業外受取手形を含む）は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	494,030	494,030	－
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	(109,694)	(108,151)	△1,542

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

2. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	29,370
関係会社株式	29,370
合計	29,370

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	494,030	－	－	494,030

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	108,151	－	108,151

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ソリューション			合計
	サイバートレーニングソリューション	セキュリティ診断・調査ソリューション	セキュリティコンサルティングソリューション	
顧客との契約から生じる収益	389,248	438,605	537,970	1,365,823
その他収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	389,248	438,605	537,970	1,365,823

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3.会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度に認識された収益の額の内、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は116,634千円であり、期末現在の契約負債残高は118,415千円であります。契約負債は、主にセキュリティコンサルティングソリューションにかかる前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	41円87銭
1 株当たり当期純損失	28円32銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	218,979	流 動 負 債	123,214
現金及び預金	75,415	未払金	111,668
売掛金	59,646	未払費用	4,029
前払費用	21,363	未払法人税等	924
立替金	10,694	預り金	6,592
その他	51,859	固 定 負 債	425,587
固 定 資 産	734,765	関係会社長期借入金	218,314
投資その他の資産	734,765	退職給付引当金	20,315
投資有価証券	494,030	繰延税金負債	186,957
関係会社株式	65,810	負 債 合 計	548,802
関係会社長期貸付金	1,300,382	純 資 産 の 部	
関係会社長期未収入金	38,901	株 主 資 本	616,606
敷金及び保証金	56,720	資 本 金	128,390
その他	50	資 本 剰 余 金	576,320
貸倒引当金	△1,221,128	資本準備金	532,039
資 産 合 計	953,745	その他資本剰余金	44,280
		利 益 剰 余 金	△88,104
		その他利益剰余金	△88,104
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△214,728
		その他有価証券評価差額金	△214,728
		新 株 予 約 権	3,065
		純 資 産 合 計	404,943
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	953,745

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		313,043
営 業 費 用		634,987
営 業 損 失		321,944
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,959	
そ の 他	292	7,252
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,774	
株 式 交 付 費 償 却	27	
社 債 発 行 費 等 償 却	246	
為 替 差 損	203	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	115,971	
支 払 手 数 料	1,500	120,724
経 常 損 失		435,416
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	5,633	5,633
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	79,632	
減 損 損 失	14,563	94,195
税 引 前 当 期 純 損 失		523,978
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 調 整 額	△91,260	△90,970
当 期 純 損 失		433,007

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	24,599	428,247	44,280	472,528	344,903	344,903	842,030	
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	103,791	103,791		103,791			207,583	
当期純損失					△433,007	△433,007	△433,007	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	103,791	103,791	-	103,791	△433,007	△433,007	△225,423	
当期末残高	128,390	532,039	44,280	576,320	△88,104	△88,104	616,606	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△441,355	△441,355	7,180	407,855
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)			△4,115	203,468
当期純損失				△433,007
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	226,627	226,627		226,627
当期変動額合計	226,627	226,627	△4,115	△2,912
当期末残高	△214,728	△214,728	3,065	404,943

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
なお、当社は従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため簡便法（自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社はグループを統括する純粋持株会社であり、関係会社からの業務受託等に係る収入及び配当が、当社の主な収益となります。関係会社からの業務受託等に係る収入については、一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。
取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

【会計上の見積りに関する注記】

貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 △1,221,128千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
貸付先の財政状態、経営成績、返済実績及び返済計画等に基づき、回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。また、貸付先の業績変化等により、当期の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	75,277千円
なお、減価償却累計額には、35,293千円の減損損失累計額が含まれております。	
2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
関係会社に対する短期金銭債権	67,445千円
関係会社に対する短期金銭債務	81,163千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（収入分）	276,229千円
営業取引（支出分）	3,919千円
営業取引以外の取引（収入分）	6,412千円
営業取引以外の取引（支出分）	2,774千円

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	384,899千円
投資有価証券評価損	218,494千円
関係会社株式評価損	216,313千円
繰越欠損金	254,775千円
その他	34,647千円
小計	<u>1,109,132千円</u>
評価性引当額	<u>△1,109,132千円</u>
繰延税金資産計	-千円
繰延税金負債	
投資有価証券	<u>△186,957千円</u>
繰延税金負債計	<u>△186,957千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△186,957千円</u>

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	(株)VLCセキュリ ティコンサルテ ィング	100.0%	役員の兼務 資金の借入 業務受託等	業務受託料等の 受取(注)1	167,760	売掛金 未払金	36,256 33,534
				資金の借入(注)2	38,000	関係会社 長期借入金	218,314
子会社	Strategic Cyber Holdings LLC	100.0%	役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付(注)2	15,293	関係会社 長期貸付金 (注)3 関係会社 長期未収入金 (注)3	908,829 38,901
子会社	(株)VLCセキュ リティラボ	100.0%	役員の兼務 資金の貸付 業務受託等	業務受託料等の 受取(注)1	67,353	売掛金	15,525
				資金の貸付(注)2	15,000	関係会社 長期貸付金	15,000
子会社	(株)VLCセキュ リティアリーナ	100.0%	役員の兼務 資金の貸付 業務受託等	業務受託料等の 受取(注)1	41,115	売掛金 未払金	7,425 47,291
				資金の貸付(注)2	141,000	関係会社	376,552
				資金の回収(注)2	117,542	長期貸付金(注)4	
				利息の受取(注)2	6,411	流動資産その他	628

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務受託料等の受取については、役務提供等に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 当該会社に対する貸付金及び未収利息については、911,351千円の貸倒引当金を計上しております。
4. 当該会社に対する貸付金については、309,777千円の貸倒引当金を計上しております。

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	石原紀彦	当社代表取締役	被所有 直接5.0% 間接5.1%	資金の貸付	資金の貸付(注)2	460,000	流動資産その他	40,027
		データセクション(株)代表取締役			貸付金の回収(注)2	420,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の代表取締役である石原紀彦氏が第三者であるデータセクション株式会社の代表者として行った取引であります。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【収益の認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	28円99銭
1株当たり当期純損失	31円82銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

株式会社 VLCセキュリティ

取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 関本 亨

業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 毛利 優
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社VLCセキュリティの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社VLCセキュリティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

株式会社 VLCセキュリティ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 関本 亨
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社VLCセキュリティの2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日における第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月5日

株式会社VLCセキュリティ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	奥山琢磨	Ⓜ
監査役	平山剛	Ⓜ
社外監査役	小松祐介	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル3階
コングレスクエア日本橋 ホールD
TEL：03-3275-2090



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅
B9出口直結
- 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅
B5出口より徒歩3分
- JR線・東京メトロ丸ノ内線「東京」駅
日本橋口より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。